

平成25年10月25日 招集

平成25年門真市教育委員会第10回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第10回定例会
平成25年10月25日（金）午後2時
本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3		委員長の選挙	—
第4		委員長職務代理者の指名	—
第5	議案第29号	門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館の指定管理者の指定の申出について	1
第6	議案第30号	門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の制定について	8
第7	議案第31号	門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について	16
第8	議案第32号	門真市立図書館条例施行規則の一部改正について	45
第9		諸報告	47

議案第29号

門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館の指定管理者の指定の申出について

門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館の指定管理者の指定について、次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年10月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館
- 2 指定管理者となる団体
大阪市西区南堀江2-17-9
特定非営利活動法人トイボックス
代表理事 栗田 智子
- 3 指定する期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理者の指定について

「門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館の指定管理者の指定について」

(1) 選定結果

- ① 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館
- ② 指定管理者の候補者に選定する団体
特定非営利活動法人トイボックス
- ③ 指定する期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間

(2) 募集状況

募集要項配布期間	平成25年6月3日（月）～6月28日（金）							
現地説明会日程及び参加団体数	平成25年7月2日（火）	29団体						
申請受付期間及び申請団体数	平成25年8月1日（木）～8月9日（金）	6団体						
※申請団体名（申請順） <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>株式会社ハートス</td></tr> <tr><td>株式会社大阪共立</td></tr> <tr><td>株式会社JTBコミュニケーションズ</td></tr> <tr><td>特定非営利活動法人トイボックス</td></tr> <tr><td>門真みらい創造プロジェクト</td></tr> <tr><td>よしもとクリエイティブ・エージェンシーグループ</td></tr> </table>			株式会社ハートス	株式会社大阪共立	株式会社JTBコミュニケーションズ	特定非営利活動法人トイボックス	門真みらい創造プロジェクト	よしもとクリエイティブ・エージェンシーグループ
株式会社ハートス								
株式会社大阪共立								
株式会社JTBコミュニケーションズ								
特定非営利活動法人トイボックス								
門真みらい創造プロジェクト								
よしもとクリエイティブ・エージェンシーグループ								

(3) 選定委員会

① 選定委員会委員構成

委員区分	職名	氏名
委員長	大阪樟蔭女子大学学芸学部教授	萩原 雅也
副委員長	大阪国際大学短期大学部教授	朝倉 洋
委員	摂南大学理工学部教授	岩田 三千子
委員	公認会計士	柳原 健治
委員	門真市教育委員会事務局生涯学習部次長	山田 益夫

② 選定委員会開催日程と主な内容

第1回 平成25年8月20日（火）

- 1 委員長・副委員長の選出
- 2 会議の公開・非公開について
- 3 会議録について
- 4 募集要項等について
- 5 第1次審査の方法について
- 6 第1次審査（書類審査）
- 7 審査結果報告

第2回 平成25年9月12日（木）

- 1 第2次審査の方法などについて
- 2 第2次審査（プレゼンテーション審査）
- 3 審査結果報告
- 4 総合評価

(4) 選定基準

① 第1次審査

	選定基準	評価項目	配点
1	利用者の平等な利用が確保されるか	施設を管理運営する際の方針等	10点
		平等な利用を図るための具体的な手法	
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであるか	利用者の増加を図るための具体的な手法	40点
		サービスの向上を図るための具体的な手法	
		施設・設備の維持管理及び改修・整備についての提案	
		防犯、防災及び緊急時の取組み	
3	管理経費の縮減が図られるものであるか	指定管理料の額	40点
		指定管理料の縮減を図るための具体的方策	
4	施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか	人員配置及び外注計画などの組織体制	40点
		職員の雇用確保の方策と労働条件	
		職員の指導育成、研修体制	
		類似施設の管理運営に関する実績	
		申請団体の経営状況	
5	その他教育委員会が必要と認める基準を満たすものであるか	社会的要請に応えた体制・活動内容	70点
		市民の交流と文化の向上に寄与する事業の提案	
		子どもたちが文化芸術に触れられる環境づくり	
		文化芸術情報の収集及び発信方法	
合計			200点

② 第2次審査

	評価項目	配点
1	プレゼンテーション	30点
2	市の文化芸術振興における指定管理者の役割の認識	各10点
3	職員研修に対する考え方	
4	施設設備の老朽化に伴う修繕の実施及び市への提案	
5	年間収支が赤字となった場合の対応	
6	子どもたちがいきいきと暮らし、成長していける環境づくりの推進に寄与できる自主事業の内容	
7	自由質問	20点
合 計		100点

(5) 審査結果及び選定結果

① 第1次審査結果

申請団体から提出された申請書類に対して審査を行い、5人の委員の合計得点の上位3団体を第1次審査通過とした。

順位	団 体 名	得点 (960点満点)
1	門真みらい創造プロジェクト	866点 (第1次審査通過)
2	特定非営利活動法人トイボックス	786点 (第1次審査通過)
3	株式会社JTBコミュニケーションズ	777点 (第1次審査通過)
4	よしもとクリエイティブ・エージェンシーグループ	763点 (不選定)
5	株式会社大阪共立	735点 (不選定)
6	株式会社ハートス	641点 (不選定)

※第1次審査の選定基準4のうち「申請団体の経営状況」(10点)の評価項目については、公認会計士の職につく委員のみが採点することとしたため、5人の委員の合計得点の満点は960点となった。

② 第2次審査結果

順位	団体名	得点（500点満点）
1	特定非営利活動法人トイボックス	421点
2	門真みらい創造プロジェクト	306点
3	株式会社JTBコミュニケーションズ	251点

③ 第1次審査結果及び第2次審査結果の総合得点

順位	団体名	得点（1460点満点）
1	特定非営利活動法人トイボックス	1207点
2	門真みらい創造プロジェクト	1172点
3	株式会社JTBコミュニケーションズ	1028点

④ 指定管理者の候補者及び次席の候補者

第1次審査及び第2次審査の結果を踏まえ、総合的に審査した結果、特に市民との協働を進める手法や事業の具体性、本市の文化振興に積極的に寄与しようとする市民に寄り添った施設運営の提案が他の申請団体よりも優れていると判断したため、次のとおり指定管理者の候補者を選定した。

指定管理者の候補者	特定非営利活動法人トイボックス
次席の候補者	門真みらい創造プロジェクト

(6) 指定管理料の額

平成26年度	132,979千円
平成27年度	132,310千円
平成28年度	134,210千円
平成29年度	134,210千円
平成30年度	134,210千円
合 計	667,919千円

議案第30号

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の制定について

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則を次のように制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年10月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の施行に関し必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市費負担教員の再度の任用)

第2条 条例第3条ただし書の規定により、市費負担教員（条例第1条に規定する市費負担教員をいう。以下同じ。）を再度、任用するときは、勤務実績、健康状態その他任用に必要な事項の確認を行うものとする。

2 市費負担教員の通算の任用期間は、3年を超えることができない。ただし、任命権者（条例第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）がその職務の遂行上支障があると認めるときは、通算の任用期間を延長することができる。

(号給の格付)

第3条 条例第7条第3項の教育委員会規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。ただし、その職務について有用な経験を有する等、任命権者が認める場合においては、それより上位の号給とすることができる。

(教員特殊業務手当)

第4条 条例第9条第1項第3号の教育委員会規則で定める対外運動競技等は、児童又は生徒の参加が学校により直接計画され、及び実施される運動競技等であって学校教育活動として行われるものとする。

2 条例第9条第2項の表の右欄の教育委員会規則で定める場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2の規定に基づく緊急災害対策本部が設置された非常災害の際に学校の管理下において行われる、学校の施設等に避難している児童生徒等の救援業務に従事した場合とする。

(勤務時間の割振り及び休憩時間)

第5条 市費負担教員の勤務時間の割振り及び休憩時間については、別表第2のとおりとする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第6条 条例第16条の教育委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 職員会議(門真市教育委員会の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

(年次有給休暇)

第7条 条例第18条第2項第2号の教育委員会規則で定める日数は、同号に掲げるものが新たに市費負担教員となった月に応じ、別表第3に掲げる日数とする。

- 2 年次有給休暇の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 条例第18条第4項の教育委員会規則で定める日数は、20日とする。
- 4 年次有給休暇の承認を受けようとする市費負担教員は、あらかじめ、別に定める様式により任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかった場合は、その理由を付して、事後において承認を求めることができる。
- 5 時間を単位として取得した年次有給休暇を日に換算するときは、7時間45分をもって1日とする。

(病気休暇)

第8条 病気休暇の期間は、90日を超えない範囲内においてその療養に必要な日又は時間とする。

- 2 前条第4項及び第5項の規定は、病気休暇について準用する。
- 3 任命権者は、病気休暇について、その理由を確認する必要があると認めるときは、当該市費負担教員に対しその理由を確認できる証明書等の提出を求めることができる。

(特別休暇)

第9条 条例第20条第1項前段の教育委員会規則で定める市費負担教員は、任用期間が2月を超える市費負担教員とする。

- 2 市費負担教員に与える特別休暇は、当分の間、有給の休暇のみとし、条例第20条

第1項前段の教育委員会規則で定める場合及び同項後段のその期間は、門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年門真市規則第24号）別表第2の規定を準用する。

3 第7条第4項及び前条第3項の規定は、特別休暇について準用する。

（介護休暇）

第10条 条例第21条第1項前段の教育委員会規則で定める市費負担教員は、任用期間が2月を超える市費負担教員とする。

2 条例第21条第1項前段の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 祖父母

(2) 孫

(3) 兄弟姉妹

(4) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の祖父母

(5) 配偶者の兄弟姉妹

3 条例第21条第1項前段の教育委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

4 条例第21条第1項後段の教育委員会規則で定める介護休暇の期間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間において連続する180日（当該状態となった日前において当該市費負担教員が当該要介護者について介護休暇を使用したことがある場合にあっては、180日からその使用の状況を考慮して任命権者が定める日数を差し引いた日数）の範囲内の期間とする。

5 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した半日勤務時間の範囲内とする。

6 介護休暇の承認を受けようとする市費負担教員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して7日前の日までに、介護休暇願に証明書類等を添えて任命権者に提出することにより行わなければならない。

7 前項の場合において、第4項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

8 第7条第4項及び第8条第3項の規定は、介護休暇について準用する。

(細目)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	号給
博士課程修了	58号給
修士課程修了及び専門職学位課程修了	40号給
大学卒	28号給
短大卒	18号給

別表第2（第5条関係）

区分	勤務時間の割振り	休憩時間
小学校	午前8時30分から午後5時まで （休憩時間を除く。）	午前11時から午後2時までの間に45分
中学校	午前8時15分から午後4時45分 まで（休憩時間を除く。）	午前11時から午後2時までの間に45分

備考

- 1 この表の勤務時間以外の時間において勤務させるときの休憩時間は、勤務2時間ごとに15分とする。
- 2 休憩時間は、学校運営上必要があると認めるときは、一斉に与えないこと又は他の時間に変えることができる。

別表第3（第7条関係）

新たに市費 負担教員と なった月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日数	20日	18日	16日	15日	13日	11日	10日	8日	6日	5日	3日	1日

議案第31号

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和62年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年10月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

浜町幼稚園及び北巢本幼稚園の廃止、時間外教育及び通園バスの運行を実施するにつき、本案を提出するものである。

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和62年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項並びに門真市立幼稚園条例（昭和62年門真市条例第15号。以下「条例」という。）<u>第3条、第7条第2項及び第13条</u>の規定に基づき、門真市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(幼稚園の定員)</p> <p>第2条 幼稚園の定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="193 1055 770 1294"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">定員</th> </tr> <tr> <th>小学校就学前2年の幼児</th> <th>小学校就学前1年の幼児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南幼稚園</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第14条 略</p> <p>(時間外教育の対象者)</p> <p>第14条の2 <u>時間外教育（条例第7条第1項に規定する時間外教育をいう。以下同じ。）の対象者は、幼稚園に在園する園児のうち、保護者が時間外教育を利用することを希望する園児とする。</u></p> <p>(時間外教育の定員)</p> <p>第14条の3 <u>時間外教育の定員は、幼稚園1園につき30人とする。ただし、委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限り</u></p>	名称	定員		小学校就学前2年の幼児	小学校就学前1年の幼児	南幼稚園	略		略			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項並びに門真市立幼稚園条例（昭和62年門真市条例第15号。以下「条例」という。）第3条<u>及び第12条</u>の規定に基づき、門真市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(幼稚園の定員)</p> <p>第2条 幼稚園の定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="836 1055 1414 1435"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">定員</th> </tr> <tr> <th>小学校就学前2年の幼児</th> <th>小学校就学前1年の幼児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>浜町幼稚園</u></td> <td>二</td> <td><u>70人</u></td> </tr> <tr> <td>南幼稚園</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td><u>北巢本幼稚園</u></td> <td>二</td> <td><u>35人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第14条 略</p>	名称	定員		小学校就学前2年の幼児	小学校就学前1年の幼児	<u>浜町幼稚園</u>	二	<u>70人</u>	南幼稚園	略		<u>北巢本幼稚園</u>	二	<u>35人</u>	略		
名称		定員																											
	小学校就学前2年の幼児	小学校就学前1年の幼児																											
南幼稚園	略																												
略																													
名称	定員																												
	小学校就学前2年の幼児	小学校就学前1年の幼児																											
<u>浜町幼稚園</u>	二	<u>70人</u>																											
南幼稚園	略																												
<u>北巢本幼稚園</u>	二	<u>35人</u>																											
略																													

改正後	改正前														
<p><u>でない。</u></p> <p><u>(時間外教育の実施日及び実施時間)</u></p> <p>第14条の4 <u>時間外教育を実施する日は、次に掲げる日以外の日とする。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p>														
<p>(1) <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p>(3) <u>第9条に規定する休業日</u></p> <p>2 <u>時間外教育の教育時間は、次の表のとおりとする。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>														
<table border="1" data-bbox="188 685 775 925"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>教育時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日</td> <td>午後2時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>水曜日</td> <td>午前11時30分から午後5時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>前2項の規定に関わらず、委員会が特別の理由があると認めるときは、時間外教育の実施する日及び教育時間を変更することができる。</u></p>	区分	教育時間	月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日	午後2時から午後5時まで	水曜日	午前11時30分から午後5時まで	<table border="1" data-bbox="831 685 1422 925"> <thead> <tr> <th>_____</th> <th>_____</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
区分	教育時間														
月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日	午後2時から午後5時まで														
水曜日	午前11時30分から午後5時まで														
_____	_____														
_____	_____														
_____	_____														
_____	_____														
<p><u>(時間外教育の利用の申請等)</u></p> <p>第14条の5 <u>時間外教育の利用を希望する園児の保護者は、あらかじめ時間外教育年間利用申請書（様式第2号の2）により、園長を経由して委員会に申請しなければならない。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>														
<p>2 <u>委員会は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、時間外教育の利用の可否を決定するものとする。</u></p> <p>3 <u>委員会は、前項の規定により、時間外教育の利用を承認したときは、その旨を時間外教育年間利用承認書（様式第2号の3）により、当該園児の保護者に通知しなければならない。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>														
<p>4 <u>前項の承認を受けた保護者が、1月又は1日を単位として時間外教育を利用するときは、あらかじめ時間外教育利用届出書により、園長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(通園バスの申請等)</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>														

改正後	改正前
<p>第14条の6 <u>通園バスの使用を希望する園児の保護者は、あらかじめ通園バス使用申請書（様式第2号の4）により、園長を經由して委員会に申請しなければならない。</u></p> <p>2 <u>委員会は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、通園バスの使用の可否を決定するものとする。</u></p> <p>3 <u>委員会は、前項の規定により通園バスの使用を許可したときは、当該園児の保護者に通園バス使用許可書（様式第2号の5）を交付しなければならない。</u></p> <p><u>（通園バスの使用の休止等）</u></p>	
<p>第14条の7 <u>保護者は、園児が長期にわたり通園バスを使用しないとき又は通園バスの使用を止めるときは、通園バス使用（休止・中止）届出書（様式第2号の6）により、園長を經由して委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>（保育料等の納付）</u></p>	<p><u>（保育料等の納付）</u></p>
<p>第15条 <u>入園料、保育料又は通園バス使用料（以下「保育料等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>入園料</u> <u>入園の日から10日以内</u></p> <p>(2) <u>保育料及び通園バス使用料</u> <u>毎月10日。</u> <u>ただし、4月分又は月の中途において入園した場合若しくは通園バスの使用を開始した場合については、委員会が別に定める日</u></p> <p>2 <u>月の中途において入園し、又は退園する場合の保育料は、当該月分の全額を納付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、通園バス使用料について準用する。</u></p> <p><u>（時間外教育に係る利用料の納付）</u></p>	<p>第15条 <u>入園料は、入園の日から10日以内に納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>保育料は、毎月10日までに納付しなければならない。ただし、月の中途において入園し、又は退園する場合は、その都度園長がその月分全額を徴収する。</u></p> <p>3 <u>園長は、保育料を納期限までに納付しない者がいるときは、納付の督促をし、速やかに完納させるよう努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>園長は、入園及び保育料（以下「保育料等」という。）を徴収したときは、速やかに徴収明細書を作成し、委員会に払い込まなければならない。</u></p>
<p>第15条の2 <u>時間外教育に係る利用料は、当月分を翌月の20日までに納付しなければならない。</u></p>	

改正後	改正前
(督促)	
<p>第15条の3 園長は、保育料、時間外教育に係る利用料又は通園バス使用料を納期限までに納付しない者があるときは、納付の督促をし、速やかに完納させるよう努めなければならない。</p>	
(保育料等の減免)	(保育料等の減免)
<p>第16条 条例第11条に規定する事由により保育料等を減額し、又は免除する場合の額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 園児の属する世帯の所得の状況に応じて保育料等（通園バス使用料を除く。以下この号及び別表において同じ。）を減額し、又は免除する場合は、別表の区分の欄の区分に応じ、それぞれ同表の保育料等の減免額の欄に定める額とする。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 通園バスの使用状況に応じて通園バス使用料を減額する場合（1月を単位として通園バスを片道のみ使用するときに限る。）は、通園バス使用料の半額とする。</p> <p>(5) 委員会が特別の理由があると認めるときは、委員会が必要と認める額とする。</p>	<p>第16条 条例第10条に規定する事由により保育料等を減額し、又は免除する場合の額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 園児の属する世帯の所得の状況に応じて保育料等_____を減額し、又は免除する場合は、別表の区分の欄の区分に応じ、それぞれ同表の保育料等の減免額の欄に定める額とする。</p> <p>(2)～(3) 略</p>
<p>2 保育料等の減額又は免除を受けようとする保護者は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に委員会が指定する書類を添えて、園長を経由して委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号から第5号までによる保育料等の減額又は免除の場合 保育料等減免申請書（様式第4号）</p>	<p>2 保育料等の減額又は免除を受けようとする保護者は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に委員会が指定する書類を添えて、園長を経由して委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号による保育料等の減額又は免除の場合 保育料等減免申請書（様式第4号）</p>
<p>3 園長は、前項第3号による申請書を受けたとき（条例第11条第3号に規定する事由によるものを除く。）は、意見書を添えて、速やかに委員会に送付しなければならない。</p>	<p>3 園長は、前項第3号による申請書を受けたとき_____は、意見書を添えて、速やかに委員会に送付しなければならない。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
(出席停止等)	(出席停止及び強制退園)

改正後	改正前
第18条	第18条
1～2 略	1～2 略
3 委員会は、正当な理由がなく保護者が時	
間外教育に係る利用料又は通園バス使用料	
を3月以上にわたり納付しないときは、当	
該園児の時間外教育の利用又は通園バスの	
使用を停止することができる。	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

3 時間外教育の利用の承認、通園バスの使用の許可等の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式第1号 (第4条関係)

<p>入 園 願 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>門真市立 幼稚園長 様</p> <p style="text-align: right;">ふりがな</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名 ㊟</p> <p>次のとおり入園をお願いします。</p>		<p>※整理番号</p> <hr/> <p>※受付印</p>	
<p>ふりがな 幼児氏名</p>	<p style="text-align: right;">(男・女)</p>		
<p>生 年 月 日</p>	<p>昭和 平成 年 月 日生</p>	<p>保護者との 続柄</p>	
<p>現 住 所</p>	<p>門真市 (方)</p>		
<p>自宅付近の略図 (もよりの駅・公共 施設等目印となる ものを含めて記入 してください。)</p>	<p style="text-align: right;">N</p> 		
<p>通園に要する時間 (お子達をもとにしてください。)</p> <p style="text-align: right;">時間 分</p>	<p>連絡方法 (一番早く連絡できる方法をお書きください。)</p> <p>電話 (自宅・呼出し 勤務先)</p>		
<p>備考</p>			

- (注意) 1 ※欄には記入しないでください。
 2 記入は黒インク又は黒ボールペンを使用し、楷書でお書きください。
 3 備考欄には入園を願い出るにあたって保護者が特に必要と思われることがあれば記入してください。

様式第1号 (第4条関係)

<p><u>入 園 願 書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>門真市立 幼稚園長 殿</p> <p style="text-align: right;">ふりがな</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名 ㊟</p> <p>次のとおり入園をお願いします。</p>		<p>※整理番号</p> <hr/> <p>※受付印</p>	
<p>ふ り が な 幼 児 氏 名</p>	(男・女)		
<p>生 年 月 日</p>	<p>昭和 平成 年 月 日生</p>	<p>保護者との 続柄</p>	
<p>現 住 所</p>	<p>門真市 (方)</p>		
<p>自宅付近の略図 (もよりの駅・公共 施設等目印となる ものを含めて記入 してください。)</p>	<p>N</p> 		
<p>通園に要する時間 (お子達をもとにしてください)</p> <p style="text-align: right;">時間 分</p>	<p>連絡方法 (一番早く連絡できる方法をお書きください。)</p> <p>電話 (自宅・呼出し 勤務先)</p>		
<p>備考</p>			

- (注意) 1 ※欄には記入しないでください。
 2 記入は黒インク又は黒ボールペンを使用し、楷書でお書きください。
 3 備考欄には入園を願い出るにあたって保護者が特に必要と思われることがあれば記入してください。

時間外教育年間利用申請書

年 月 日

門真市教育委員会 様

（申請者）保護者氏名 _____ ㊟

私は、門真市立 _____ 幼稚園において実施される _____ 年度時間外教育に係る利用の申請をします。

ふりがな		性別	
園児氏名		男・女	年 月 日生
留意すべき 事項	（具体的に記入してください。）		
迎えが家族以外 の人の場合	住所	電話	— —
	氏名	続柄	
緊急時の連絡先 （※必ず日中に 連絡がとれる連 絡先をご記入く ださい。）	連絡先の名称		
	電話	— —	

時間外教育年間利用承認書

年 月 日

様

門真市教育委員会



年 月 日付け申請に対して、年度の時間外教育の利用を承認します。

〔注〕 時間外教育を利用する際は、別途時間外教育利用届出書の提出が必要です。
時間外教育の利用については、「時間外教育利用の手引」をご覧ください。

様式第2号の4 (第14条の6関係)

通園バス使用申請書

年 月 日

門真市教育委員会 様

住 所
保護者氏名
連 絡 先 () ㊞

下記の園児に通園バスを使用させたいので、下記のとおり申請します。

記

ふりがな		
園 児 名		
幼稚園名	幼稚園 (歳児)	
使用期間	年 月 ~ 年 月 (8月を除く。)	
希望停留所		
緊急連絡先 (※必ず日 中に連絡が とれる連絡 先をご記入 ください。)	1	氏名 : 続柄 : 電話 (自宅・勤務先・携帯) : ()
	2	氏名 : 続柄 : 電話 (自宅・勤務先・携帯) : ()
	3	氏名 : 続柄 : 電話 (自宅・勤務先・携帯) : ()

様式第2号の5 (第14条の6関係)

通園バス使用許可書

保護者氏名	
園児名	
幼稚園名	幼稚園 (歳児)
使用期間	年 月 ~ 年 月 (8月を除く。)
使用停留所	

上記園児の通園バスの使用を許可します。

年 月 日

門真市教育委員会 印

1. 自宅から指定されたバス停留所までの送迎は、保護者の責任で行ってください。
2. 指定されたバス停留所以外の場合は、乗降できません。
3. 時間外教育を利用したときは、保護者等が幼稚園に直接園児を迎えに来てください。
4. バス使用料を3か月分滞納された場合は、バスの使用を停止させていただきます。
5. その他、管理上必要な指示に従ってください。

様式第2号の6 (第14条の7関係)

通園バス使用 (休止・中止) 届出書

年 月 日

門真市教育委員会 様

住 所
保護者名

㊞

下記の理由により、通園バスの使用を (休止・中止) させていただきたくお願いいたします。

記

園児名	
幼稚園名	幼稚園 (歳児)
休止期間 (休止の場合のみ)	年 月 日 ~ 年 月 日
休止又は中止の理由	

様式第3号の2 (第16条関係)

保 育 料 減 額 申 請 書

年 月 日

門真市教育委員会 様

保護者
住 所
氏 名

㊞

下記の理由により、保育料の減額を受けたいので、申請します。

記

幼 稚 園 名		組	
園 児 氏 名	男・女		
幼 稚 園 名		組	
園 児 氏 名	男・女		
幼 稚 園 名		組	
園 児 氏 名	男・女		
減 免 理 由	門真市立幼稚園に兄弟姉妹が在園しているため		

様式第3号の2 (第16条関係)

保 育 料 減 額 申 請 書

年 月 日

門真市教育委員会 殿

保護者
住 所
氏 名

印

下記の理由により、保育料の減額を受けたいので、申請します。

記

幼 稚 園 名		組	
園 児 氏 名	男・女		
幼 稚 園 名		組	
園 児 氏 名	男・女		
幼 稚 園 名		組	
園 児 氏 名	男・女		
減 免 理 由	門真市立幼稚園に兄弟姉妹が在園しているため		

年 月 日

様

門真市教育委員会 印

保 育 料 等 減 免 通 知 書

年度門真市立幼稚園保育料等減免について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

減免額 円

〔注〕退園や他市へ転出された場合は、減免額が変わります。
市町村民税の更正等により減免額が変更されたり、取り消される場合があります。

様式第5号（第16条関係）

年 月 日

殿

門真市教育委員会 印

保 育 料 等 減 免 通 知 書

年度門真市立幼稚園保育料等減免について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

減免額 円

〔注〕退園や他市へ転出された場合は、減免額が変わります。
市町村民税の更正等により減免額が変更されたり、取り消される場合があります。

様式第6号 (第17条関係)

休 園 願		
		年 月 日
門真市立	幼稚園長 様	
保護者 住所		門真市 _____
		氏名 _____ 印
下記理由のため、	年 月 日から	年 月 日まで休園させていただきます。
たくお願いします。		
記		
園児氏名	_____	
組	_____ 組	
理 由		

様式第6号 (第17条関係)

休 園 願		
		年 月 日
門真市立	幼稚園長	殿
保護者 住所		門真市 _____
		氏名 _____ 印
下記理由のため、	年 月 日から	年 月 日まで休園させていただきます。
たくお願いします。		
記		
園児氏名	_____	
組	_____ 組	
理 由		

様式第7号 (第17条関係)

退 園 届		
		年 月 日
門真市立	幼稚園長 様	
保護者 住所		
		氏名 _____ 印
下記理由のため、 年 月 日に退園いたしたくお届けします。		
記		
園児氏名	_____	
組	_____ 組	
理 由		

様式第7号 (第17条関係)

退 園 届		
		年 月 日
門真市立	幼稚園長 殿	
保護者 住所		
		氏名 _____ 印
下記理由のため、 年 月 日に退園いたしたくお届けします。		
記		
園児氏名	_____	
組	_____ 組	
理 由		

議案第32号

門真市立図書館条例施行規則の一部改正について

門真市立図書館条例施行規則（昭和52年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成25年10月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

図書館の利用の促進を図るため図書等の貸出冊数を10冊以内から15冊以内に変更するにつき、本案を提出するものである。

門真市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

門真市立図書館条例施行規則（昭和52年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(貸出冊数) 第8条 個人に対して貸し出すことのできる 図書等の冊数は、 <u>15冊以内</u> とする。 2～3 略	(貸出冊数) 第8条 個人に対して貸し出すことのできる 図書等の冊数は、 <u>10冊以内</u> とする。 2～3 略

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項	報 告 者
1	門真市立学校教職員人事基本方針及び平成26年度 門真市立学校教職員人事取扱要領について	上甲学校教育課参事
2	平成26年度門真市立幼稚園児の募集について	寺西学校教育課長
3	門真市教育委員会教育用P C管理運用要領の制定 について	岩佐教育センター長